

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

環境省令で定められた水銀排出施設の設置者に対し「報告徴収」及び「立入検査」が実施できる等の事項が記載された「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」のパブリックコメントが発表されました。(平成27年9月15日)

〈政令案の主な概要〉

水銀排出施設のうち環境省令で定めた基準に該当する施設において、環境大臣又は都道府県知事が水銀排出施設の設置者に対し、報告徴収又は立入検査が実施されます。

〈施行期日〉

水銀条約が効力を生ずる日から2年以内で政令で定める日

(国連環境計画(UNEP)は、平成27~28年の条約発効を目指しています。平成27年3月末現在、米国、ウルグアイなど10カ国が条約を締結しています。)

水銀排出施設排出口から排出されるばい煙および揮発性有機化合物中の水銀濃度測定についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士

環境調査課 後藤 彰、広瀬崇史

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、平成22年から条約作成のための政府間交渉が開始されました。平成25年10月には、我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議において、水銀に関する水俣条約が採決されました。

これを受け、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布されたことを受け、大気汚染防止法施行令の改正を行うためのものです。

2. 政令案の主な内容

(1) 規制対象施設

以下の施設のうち、環境省令で定めた基準に該当する施設
(具体的な種類及び規模は環境省令で定められます。)

- ①石炭火力発電所
- ②産業用石炭燃焼ボイラー
- ③非鉄金属^(※1)製造用の精錬・焙焼工程
(※1)鉛、亜鉛、銅及び金(零細小規模採掘以外)
- ④廃棄物焼却設備
- ⑤セメントクリンカー製造設備

(2) 報告徴収および立入検査

環境大臣又は都道府県知事が水銀排出施設の設置者に対し、報告徴収及び立入検査が実施されます。

1) 報告徴収内容

- ①水銀排出施設の構造及び使用の方法
- ②水銀等の処理の方法
- ③水銀濃度 など

2) 立入検査内容

水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに
関係帳簿書類

3. 施行期日

水銀条約が効力を生ずる日^(※2)から2年以内で政令で定める日

(※2)平成25年10月に熊本県で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採決され、署名が開始されました。この条約は50カ国が締結してから90日後に効力が発生します。

平成27年3月末現在で10カ国が締結し、国連環境計画(UNEP)は、平成27~28年の条約発効を目指しています。